

上越市公共下水道工事

標準仕様書

平成27年6月(改訂)

上越市下水道建設課

目 次

| | | |
|--------|----------|----|
| 第 1 章 | 総 則 | 1 |
| 第 2 章 | 安全管理 | 11 |
| 第 3 章 | 材 料 | 17 |
| 第 4 章 | 仮設工及び準備工 | 18 |
| 第 5 章 | 土 工 | 23 |
| 第 6 章 | 管渠布設工 | 26 |
| 第 7 章 | 舗 装 工 | 30 |
| 第 8 章 | 推 進 工 | 31 |
| 第 9 章 | 薬液注入工 | 35 |
| 第 10 章 | 検 査 | 36 |
| | 参考資料 | 38 |

第1章 総 則

(適用範囲)

- 1 この「上越市公共下水道工事 標準仕様書」(以下「標準仕様書」という)は、上越市が発注する下水道工事(管渠工事)の請負施工に適用するものである。
- 2 建設工事請負契約書(以下「契約書」という)、図面、設計書(工事数量総括表)、特記仕様書、現場説明書並びに現場における説明に係る質問に対する回答書(以下これらを「設計図書」という)は、この標準仕様書よりも優先する。
- 3 この標準仕様書に記載されていない事項または特殊な工事については、新潟県土木工事標準仕様書(以下「県仕様書」という)、及び下水道工事共通仕様書(国土交通省制定)(以下「国仕様書」という)を準用するものとする。
優先順位は、特記仕様書>標準仕様書>県仕様書、国仕様書とする。
いずれにも該当しない場合は、監督員に確認して指示を受けるものとする。

(疑義の解釈)

- 1 仕様書等の意味、又は意図に疑問な点があるときは、監督員と協議のうえ、その指示に従うものとする。

(費用の負担)

- 1 材料及び工事の検査(材料の調査を含む)並びに工事施工に伴う測量等必要な費用は受注者の負担とする。

(監督員)

- 1 監督員とは「上越市財務規則、別記建設工事請負基準約款」に基づき、市長が定めた総括監督員、主任監督員をいう。監督業務については、上越市建設工事監督要領により定める。

(諸法規等の遵守)

- 1 受注者は、工事の施工にあたっては、工事に関する市の条例規則等のほか、当該工事に関する諸法規、道路使用条件を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに諸法規の適用、運用について受注者の責任において行わなければならない。

(許可申請等の手続)

- 1 受注者は、工事の施工にあたり必要な関係官公庁及びその他の機関への諸手続を迅速に処理しなければならない。
- 2 受注者は、工事中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
- 3 受注者は、関係官公庁に対して交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に協議するものとする。

(特許権等の使用)

- 1 受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、書面により監督員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。又、出願及び権利の帰属については、発注者と協議するものとする。
- 2 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。
なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

(提出書類)

- 1 受注者は、工事の着手にあたり次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 工事着手届兼現場代理人等選任届（資格者証の写しを添付）
 - (2) 工事工程表
 - (3) 施工体系図（下請金額明記のもので変更の都度提出し、作成した施工体系図は、当該工事現場の工事関係者や公衆の見やすい場所に掲げること。）
 - (4) 工事カルテ（請負金額500万円以上）
 - (5) 施工体制台帳の写し
施工体制台帳は、当該工事現場に備えること。
 - (6) 施工計画書及び材料承認願
簡易な工事および緊急を要する工事においては監督員の承諾を得て施工計画書の提出を省略することができる。
- 2 前項の(6)施工計画書は、「下水道工事施工管理指針と解説 第2章施工計画・(社)日本下水道協会」に基づき、監督員と協議の上記載しなければならない。

- 3 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。
- 4 施工計画書に変更が生じ、その内容が重要な場合には、その都度変更施工計画書及び工事打合簿、軽微な場合には、工事打合簿を提出しなければならない。
- 5 受注者は、請負代金の前払い・中間前払い・部分払いの請求予定として次のものを書類にて報告するものとする。
また、請求計画に変更が生じた場合は、その都度報告するものとする。
 - (1) 請求計画
- 6 受注者は、工程管理として次のものを口答又は書類にて報告するものとする。
ただし、監督員と協議により不要の場合は別とする。
 - (1) 月間、週間工程表
 - (2) 工事進捗状況報告書（月2回程度）
- 7 受注者は、工事施工前に必ず接続柵設置同意書を得てその結果を監督員に報告するものとする。
- 8 受注者は、工事履行時には次のものを提出するものとする。
ただし、監督員との協議により省略することもできる。
 - (1) 工事完成届
 - (2) 竣工写真
 - (3) 工事写真
 - (4) 出来形管理
 - (5) 品質管理
 - (6) 工程管理
 - (7) 安全管理
 - (8) その他必要書類
- 9 その他、工事の施工にあたって、仕様書に規定する書類及び監督員の指示する書類を、その指示する期日までに提出しなければならない。
 - ・ 再生資源利用（促進）実施書

(工事写真)

- 1 工事写真は、「新潟県土木工事標準仕様書その2写真管理基準（案）」に準ずるものとする。ただし、以下の撮影については、県仕様書より優先する。
 - ・ 開削工事の状況写真切管寸法検尺及び可とうジョイントは、全箇所の写真を添付する。

- ・推進工事の状況写真
推進状況 1 本目と最終管を 1 枚ずつ撮影する。また、空伏せ管寸法検尺（可とうジョイントが確認できるように撮影）の写真および、コンクリート巻立て基礎部分を全箇所添付する。
- ・インバートの施工状況
インバートの着手前、作業状況写真は省略し完了後の写真のみ添付する。
- ・現場密度試験の状況写真
代表的な箇所で一連の試験方法を 1 回分だけ添付。
- ・その他
添付されない写真については、ネガまたはデータ（CD 等）で提出する。

（安全管理に関する資料）

- 1 新規入場者教育、TBM・KY 等の実施記録、使用機械・車両等の点検整備記録、仮設材等の点検記録は提出不要とする。ただし、検査前に監督員が内容を確認し、検査時に提出を求められたときには出せるように受注者が保管する。
- 2 安全訓練の提出資料は、表紙（日時、訓練項目）、出席者名簿、訓練状況写真とする。ただし、訓練内容については事前に監督員が確認する。県では、検査時に提出となっているが、毎月実施されているかの確認のためにも、実施後は監督員に状況報告をする。

（出荷証明書）

- 1 伝票は、省略し、受払い簿と出荷証明書を添付する。ただし、業者によっては出荷証明書を出せないところがあるので、そのときは伝票を提出する。
- 2 少量のものや、雑資材等については、搬入写真や検収記録をもって省略できる。

（工事日報）

- 1 作業員数を掌握する必要がなければ、提出を求めない。
（提出目的別に整理。例えば温度等を留意しなければならない工程等があれば別の書類で受注者が工事管理を行なう。）

（対外折衝）

- 1 受注者は、工事着手前及び工事中において必要の都度、工事内容、工事期間を現場付近の住民に周知し、協力を求めるために必要な措置を講じなければならない。

- 2 受注者は、必要により涉外責任者を設け、工事中に付近居住者、関係官公庁等との交渉が必要なとき、又は交渉を受けたとき誠意及び責任をもって解決を図り、その経緯について記録し遅滞なく報告しなければならない。ただし、その内容が工事の進捗や構造物等に重大な影響がある場合は、直ちに監督員に報告し、その指示に従い解決に努めなければならない。
- 3 工事中は、地元代表者（町内会長）、工事箇所沿道住民等と連絡を密にするとともに、作業工程等に変更が生じた場合は速やかに協議しなければならない。
- 4 工事が完了したら、地元代表者（町内会長）等に連絡すること。又、側溝清掃等の必要があれば立会を求め地元代表者に了解を得なければならない。
- 5 受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間にトラブルが生じないように努めなければならない。

（工事の中止又は工期変更）

- 1 受注者が、監督員の指示に従わないとき、又は受注者に不正及び不都合な行為が認められたときは、工事の中止を命ずることがある。この場合工期の変更は行わない。
- 2 地下埋設物等の障害、その他受注者の責でない事由により、工事の全部又は一部の中止を命ずることがある。この中止期間が工期を超えるとき、又はその他やむを得ない場合には、工期を変更することがある。

（他工事との関係）

- 1 当該工事と併行して施工する他工事がある場合は、監督員の指示に従い両方で工事の調整を行い、工事の遂行上支障のないようにしなければならない。

（工事実施前の措置）

- 1 受注者は、工事に先立ち掘削位置、工法、交通保安設備等について、監督員及び関係官公庁等の係員と現地立会を行い、許可条件、指示事項等を確認しなければならない。
- 2 受注者は、工事請負締結後並びに地元関係者了解後速やかに必要な測量、調査を実施し、仮ベンチマークの設置及び用地境界、中心線、縦横断等が設計図書に適合しているかどうか確認しなければならない。
- 3 測量の結果、設計図書と現地に差異が生じた場合は、監督員の確認を受けその指示に従わなければならない。

- 4 受注者は、埋設物事故防止及び工事の支障有無確認のため、掘削に先立ち管布設位置及び人孔予定位置、その他必要と思われる箇所の試掘を手掘等で行い既設埋設物の位置や基礎形状を確認し、その位置及び高低を図示して監督員に提出し、法線、管底高の指示を受けてから掘削しなければならない。試掘の不完全により、既設管移設等を生じた場合には、工事のやり直し、又は受注者の負担により既設管の移設を命ずることがある。
- 5 用地境界杭、仮ベンチマーク及び重要な測量標は位置及び高さの変動のないよう適切な保護をし、原則として移設してはならない。ただし、これを存置して施工することが困難な場合は監督員及び関係者の立会を得て移設することができる。
- 6 工事に必要な丁張り、その他工事施設の基準となる仮設標識は、受注者が設置し監督員の検査を受けなければならない。棄損又は亡失した場合は、直ちに設置し監督員の確認を受けなければならない。
- 7 測量に使用する器具は、光波、トランシット、レベル、鋼巻尺等とする。
- 8 受注者は、接続柵設置に際し、土地、建物の特徴を確認し、位置、深さについて事前に所有者の接続ます設置同意書により同意を得なければならない。
- 9 受注者は、工事の施工に際し、監督員と十分な打合せを行い、基本的事項及び当該工事に必要な事項を書面にて確認しなければならない。

(施工管理)

- 1 受注者は、工事の出来形及び品質が本仕様書に適合できるよう十分な施工管理をしなければならない。又監督員が出来形及び品質の確認のため資料の提出を要求した場合は、その指示に従わなければならない。
- 2 受注者は、工事の施工順序に従い、工事段階の区切りごとに、自ら確認を行い、又必要に応じて監督員の確認を受けなければ次の工程に着手してはならない。
- 3 受注者は、適正な施工管理を行い、施工不良、出来形不足等が生じないよう努めなければならない。
- 4 受注者は、上越市が定める「下水道工事施工管理基準」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を受注者の責任と費用により遅滞なく作成、保管し、最低竣工期限1週間前には監督員に提出、確認を受けなければならない。

(障害物の取扱い)

- 1 公示中障害物の取扱い及び取壊し材の措置については、監督員に報告し

その指示によるものとする。

(連絡体制の確立)

- 1 受注者は、常に連絡通報体制を確立し、工事着手に先立ち監督員に報告し、届出なければならない。又、緊急連絡体制（休日、夜間、緊急時）は施工計画書に必ず添付すること。

(事故報告)

- 1 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報及び所要の措置を講ずるとともに緊急連絡方法により通報し、事故発生の原因、経過並びに事故による被害内容等について、書面（市指定の様式）にて遅滞なく報告しなければならない。

(事前調査)

- 1 受注者は、工事の着手に先立ち、工事の施工により建物等に損害が生ずるおそれが予測される場合は、家屋及び周辺地域を必要に応じ調査を行わなければならない。
又、事前調査を行うときは、施工方法や保安（予防）対策を施工計画で十分検討し事前調査の範囲を定めなければならない。
- 2 家屋の事前調査の方法は、「下水道工事における家屋調査（事業損失防止調査）特記仕様書」並びに「下水道施工管理指針と解説第5章 工事損害補償（社）日本下水道協会」に基づき行うものとする。
- 3 受注者は、民地側への影響を未然に防止するため、工事施工前に沿線の事前調査を受注者の負担にて行わなければならない。又、その調査書は受注者が責任を持って保管すること。

主な調査項目は下記のとおりとする。

- (1) 塀、ブロック、石積等（隙間、クラック、傾き等）
- (2) 道路施設の現況（舗装の老朽度、側溝のひび割れ、水溜まり等）
- (3) 土間コンクリート（隙間、クラック等）
- (4) その他必要と思われるもの

(損害賠償)

- 1 受注者は、工事の施工により第三者に人身事故及び家屋その他の工作物に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。ただし、受注者の責任でないと認められた場合は、この限りでない。
- 2 工事に起因して損害が発生した場合の調査方法は、「下水道工事における家屋調査（事業損失防止調査）特記仕様書」並びに「下水道施工管理

指針と解説第5章工事損害補償（社）日本下水道協会」に準じて行うものとし、受注者は事後の解決に誠意をもってあたりその経緯について記録し報告しなければならない。

- 3 受注者は、前項の資料の提出と合わせて、受注者の負担で行った損害発生の予防措置及び賠償の内容について監督員に報告しなければならない。

(応急措置)

- 1 受注者は、前項の規定にかかわらず、家屋その他の工作物に影響をおよぼしたときは、監督員及び建物等の所有者と協議のうえ応急措置を講じ、その内容を報告しなければならない。

(工事検査)

- 1 受注者は、工事段階及び完了時には、社内検査を実施し出来形管理の向上、施工不良の根絶に努めなければならない。又、その結果を書面にて監督員に報告しなければならない。
- 2 受注者は、工事の竣工検査、一部竣工検査、部分検査及び中間検査（以下検査という）にあたっては、現場代理人、監理・主任技術者は、当該検査を受けなければならない。又、前項にて社内検査を行った検査者も、原則竣工検査の際同席するよう努めなければならない。
- 3 前項に規定する検査の際に手直しを命じられた場合は、発注者が指定した期日までに速やかに完了し、監督員の確認を受けなければならない。
- 4 受注者は、検査のため必要な資料の提出、測量、その他の処置につき検査員の指示に従わなければならない。

(環境対策)

- 1 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和51年3月2日）関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事实施の各段階において十分検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
- 2 受注者は、環境への影響が予知され又は、発生した場合は、直ちに監督員に報告し、監督員の指示があればそれに従わなければならない。又、第三者からの環境問題に関する苦情があった場合は、誠意及び責任をもって対応しなければならない。
- 3 受注者は、工事の施工に際し、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合、受注者に対して、受注者が善良な管理者

の義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断するための資料提示を求めることができる。この場合において、受注者は必要な資料を提出しなければならない。

- 4 受注者は、地球の環境保全を図るため、環境に配慮した工事を行い、環境負荷の低減に努めなければならない。
- 5 受注者は、工事の提出書類について、環境に負荷の少ない製品（エコ製品）の使用に努めなければならない。
- 6 受注者は、騒音・振動対策として、「騒音・振動対策に関する特記仕様書」に従い施工しなければならない。又、基準値を超える場合は作業を中止し、監督員の指示に従わなければならない。
- 7 受注者は、建設廃棄物等の処理について、「廃棄物の処理に関する法律」並びに建設副産物適正処理推進要綱（建設事務次官通達平成5年1月12日）及び「建設副産物特記仕様書」に基づき、適正に処理しなければならない。
- 8 受注者は、再生材の利用について、建設副産物適正処理推進要綱並びに公共建設工事における再生資源の活用について（技術管理課長平成6年6月1日）及び「建設副産物特記仕様書」に基づき積極的に再生材の利用に努めなければならない。

（保険及び補償）

- 1 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
- 2 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
- 3 受注者は、建設業退職金共済組合に加入し、その掛金収納書を工事完成時に発注者に提出しなければならない。

（準拠図書）

- 1 工事を行うにあたり、下記の図書等を参考に施工すること。
ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。
 - （1） 上越市設計基準（開削工法編、推進工法編）
 - （2） 上越市下水道標準構造図
 - （3） 上越市型人孔鉄蓋仕様書
 - （4） 新潟県土木工事標準仕様書
 - （5） 工事用標識等設置要領（案）（新潟県土木部）

- (6) 土木工事安全技術指針（新潟県土木部版、建設省監修版）
- (7) 道路使用教本（道路使用許可申請要領と安全対策）
新潟県警察本部監修

第2章 安全管理

(一般事項)

- 1 受注者は、常に工事の安全に留意して、現場管理を行い事故、災害の防止に努めなければならない。
- 2 受注者は、豪雨、出水、その他天災に対して平素から気象情報に十分な注意を払い、対処できるような防災体制を確立しておかなければならない。
- 3 危険物を使用する場合には、その保管及び取扱いについて関係法令に従い、万全の方策を講じなければならない。
- 4 受注者は、現地の地形、過去の自然状況、特に梅雨、台風等の出水期を勘案し工法、工程、防災対策等を施工計画の段階で十分配慮しなければならない。
- 5 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要項」を遵守し、安全な施工の確保を行わなければならない。

(交通及び保安上の措置)

- 1 工事中の交通に関して、道路使用許可条件を遵守するとともに、危険防止柵を設け、夜間は、赤色灯、バリケード、転落防止ネット及び照明灯を点灯する等危険防止設備を適切に施さなければならない。
又、危険防止設備については、常に保守管理を十分行わなければならない。
- 2 工事中における道路標識、工事標示板、保安柵、注意灯、予告表示、迂回路標示板等の設置については、道路管理者、警察署並びに監督員の指示に従い、適切な位置に設置しなければならない。
- 3 工事区域内に車両又は歩行者の通行があるときは、専任に要員を配置し、通行の誘導、路面の補修に努める等交通及び保安上十分な措置を講じなければならない。
- 4 土砂、工事用資材等の搬送計画、通行道路の選定、その他車両の運行に係わる交通保安対策については関係機関と十分協議し必要な具体的事項を定め、施工計画書に記載しこれを誠実に履行しなければならない。
- 5 受注者は、交通安全対策として、常に第三者に配慮した安全施設を設置しなければならない。又、交通整理員は設計図書及び現場条件により「交通誘導警備検定資格者」を適正に配置し安全な誘導を図らなければならない。

- 6 受注者は、工事が完了したら速やかに止まれ、停止線等の区画線、交通標識等を復旧しなければならない。

(事故防止)

- 1 受注者は、公衆の生命身体及び財産に関する危害、迷惑を防止するため、必要な措置を講じなければならない。特に市街地における工事については、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（平成5年1月12日建設事務次官通達）に基づき、災害の防止に努めなければならない。
- 2 受注者は、工事施設の不備又は不完全な施工等によって事故を起こすことのないよう十分注意するとともに、専任の安全管理者、地下埋設物保安責任者を所要の箇所に常駐させ、常時点検整備（必要な補強等）に努めなければならない。
- 3 受注者は、工事施工前並びに工事中に地下埋設物の位置や基礎形状を埋設物管理者と十分に立会、確認し、場合によっては、試掘により位置、深さを確認しなければならない。又、「建設工事公衆災害防止対策要項」並びに「地下埋設物に関する施工管理要領（五団体合同安全公害対策本部）」等を遵守し、事故のない安全な施工を行わなければならない。
- 4 受注者は、万が一事故が発生した場合は、直ちに埋設管理者並びに監督員に報告し、対応を迅速に行わなければならない。
- 5 受注者は、埋設物に近接して掘削する場合は、周囲地盤の緩み、沈下等に十分注意して施工し、必要があると認めたときは、当該埋設物管理者と協議のうえ防護措置等講じなければならない。又、防護協定等を遵守して防護するとともに、従業員にその取扱い及び緊急時の処置方法、連絡方法を熟知させておかななければならない。
- 6 一般家庭に近接して掘削する場合は、必要に応じ幅 **75cm** 以上の渡り橋を設けて、出入りに支障を与えないように注意しなければならない。
- 7 工事用機械器具の取扱いには、免許所有者及び熟練者を配置し、常に機能の点検整備を完全に行いかつ、運転にあたっては操作を誤らないようにしなければならない。
- 8 工事用電気設備については、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に基づき、感電防止用漏電遮断器を設置し感電事故防止に努めなければならない。
- 9 仮設の電気工事は、電気事業法（昭和39年法律第170号）等に基づき、電気技術者の指示により行わなければならない。
- 10 水中ポンプその他の電気機械器具及び電線は、常に点検補修を行い正常な状態で作動させなければならない。

- 1 1 高圧配線、変電設備には、危険標示及び離隔標示をし、接触の危険のあるものには必ず柵、囲い、覆い等感電防止措置を行わなければならない。
- 1 2 変圧器、電動機等のフレームは、漏電の危険を防止するため確実にアースを取らなければならない。
- 1 3 出水や強風等の恐れがあるときは、受注者は、昼夜の別なく所要の人員を現場に待機させるとともに、応急措置に対する準備をしておかなければならない。
- 1 4 河川、在来水路等の仮締切りは、氾濫を起こさない構造とし、氾濫の恐れがあるときは、仮締切り型枠等を撤去するなど、事故防止の措置をしなければならない。
- 1 5 工事中、既設人孔その他の地下構造物に出入りして調査、工事を行う場合は、埋設物管理者の承諾を得た後、滞留する有害ガス等に対して十分な事前調査と対策を講じ、事故の防止を図らなければならない。
- 1 6 受注者は、工事期間中、安全巡視（パトロール）を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。
- 1 7 受注者は、警察署、道路管理者、埋設物管理者、労働基準監督署等の関係機関と緊密な連絡をとり、工事中の安全を確保しなければならない。
- 1 8 受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行わなければならない。又、非常時についても同様に行わなければならない。
- 1 9 受注者は、工事中における安全の確保を優先させ、労働安全衛生法関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に、重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じなければならない。
- 2 0 災害発生時には、第三者及び作業員等の人命の安全確保を優先させるものとする。

(現場の整理整頓)

- 1 受注者は、工事現場の掘削土砂、工事用機械器具及び材料について、交通の妨害又は、付近居住者の迷惑とならないように整理しなければならない。
- 2 工事完了後は、速やかに不要材料を整理し、仮設物を撤去して跡地を清掃しなければならない。
- 3 受注者は、公衆災害を防止するため、作業場の周辺環境に配慮するとともに、周辺における住民の生活環境の保全に努めなければならない。

(従業員の安全管理)

- 1 受注者は、工事の施工にあたっては、常に細心の注意をはらい、労働安全衛生規則を遵守し、従業員の安全を図らなければならない。
- 2 受注者は、土木請負工事における安全・訓練等の実施について（建設大臣官房技術調査室長通達平成4年3月19日）及び建設工事の安全対策に関する処置について（建設大臣官房技術室長通達平成4年4月14日）に基づいて、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割り当てて、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

(公害防止)

- 1 受注者は、工事の施工に際しては、振動規制法、騒音規制法、新潟県生活環境の保全等に関する条例、及び上越市環境基本条例を遵守し、付近居住者に迷惑のかからぬよう公害防止について万全の措置を講じなければならない。
- 2 受注者は、公害発生が予想される場合、事前にその対策を検討し、監督員と協議のうえ解決に努力しなければならない。
- 3 公害防止に関連する各種調査、試験に要する費用は、原則として受注者が負担しなければならない。
- 4 受注者は、工事の施工にあたり、低騒音・低振動並びに排出ガス対策型の機械を使用し又、「騒音・振動対策に関する特記仕様書」に従い、公害防止に努めなければならない。

(安全管理の目的)

- 1 安全管理は、公衆災害及び労働災害を未然に防止し、工事を安全に施工することを目的とする。
- 2 工事を安全に施工し、公衆災害や労働災害等を未然に防止することは極めて重要なことである。これの万全を期すには関係法令及び契約書類を遵守するとともに安全管理体制を確立し、又、工事現場の作業環境を適正に整備するとともに、施工法、工程、使用機械を十分に検討し、作業員に対しても安全教育並びに衛生管理等を行う必要がある。
なお、安全管理等に関する主な関係通達一覧を参考に列記する。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）及び同法関係法規
- (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）及び同法関係法規
- (3) 河川法（昭和39年法律第167号）及び同法関係法規
- (4) 港湾法（昭和25年法律第218号）及び同法関係法規

- (5) 労働基準法（昭和22年法律第49号）及び同法関係法規
- (6) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び同法関係法規
- (7) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び同法関係法規
- (8) 緊急失業対策法（昭和24年法律第89号）及び同法関係法規
- (9) 環境基本法（平成5年法律第91号）及び同法関係法規
- (10) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び同法関係法規
- (11) 振動規制法（昭和51年法律第64号）及び同法関係法規
- (12) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
及び同法関係法規
- (13) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）及び同法関係法規
- (14) 消防法（昭和23年法律第186号）及び同法関係法規
- (15) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び同法関係法規
- (16) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）及び
同法関係法規
- (17) 建設業法（昭和24年法律第100号）及び同法関係法規
- (18) 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）及び
同法関係法規
- (19) 建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年1月12日改正建設省）
- (20) 新潟県生活環境の保全に関する条例（昭和46年県条例第51号）
- (21) 上越市環境基本条例（平成8年10月制定）
- (22) 酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）及び
関係法規
- (23) 道路工事または占用工事に起因する事故防止について
（昭和44年3月24日建設省）
- (24) ガス工作物の技術上の基準を定める省令
（平成12年5月31日通産省令第111号）
- (25) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
（平成12年法律第127号）

- (26) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル
法）（平成12年法律第104号）

その他遵守すべき諸法規

- 1 都市計画法及び同法関係法規
- 2 下水道法及び同法関係法規
- 3 職業安定法及び同法関係法規

- 4 宅地造成等規制法及び同法関係法規
- 5 火薬取締法及び同法関係法規
- 6 電気設備に関する技術基準を定める省令
- 7 高気圧作業安全衛生規則

第3章 材 料

(使用材料及び規格)

- 1 工事に使用する材料は、材料使用承認願いを提出し、J I S又は、日本下水道協会（J S W A S）に適合したものでなければならない。ただし、前規格の表示がない材料は、前規格と同等以上の品質を有するものであって監督員の承認を得れば使用することが出来る。
- 2 受注者は、使用する材料の品質を証明する資料を、受注者の責任と費用負担で整備・保管し、監督員の要請があった場合は、遅滞なく提示する。
- 3 受注者は、工事材料を使用するまで変質がないよう保管しなければならない。

(支給材料)

- 1 支給材料は、責任をもって保管し、亡失又は損傷したときは、弁償しなければならない。
- 2 受注者は、支給材料の引き渡しを受けたときは、支給材料受領書を提出し、支給材料の使用にあたっては、使用状況を明らかにしておかなければならない。
- 3 支給材料の残余は監督員に報告し、指示に従って指定場所へ運搬しなければならない。

(発生材)

- 1 受注者は、工事により生じた現場発生材については、設計図書の指示に従い適正に処理し、現場発生材調書を作成しなければならない。

(材料の試験及び検査)

- 1 工事材料については、J I S等による品質試験法及び形状検査法により試験又は検査を、又、設計図書の指示する方法により試験又は検査を行い、その結果の資料を監督員に提出しなければならない。
- 2 検査に合格した材料であっても、使用時において監督員が変質又は不良品と認めたものは使用してはならない。変質又は不良品と認められた材料は、自らの責任と費用負担により速やかに取替え、新たに搬入する材料については、再検査を受けなければならない。

第4章 仮設工及び準備工

(測 量)

- 1 受注者は、工事着手前に必要な測量、調査を迅速かつ的確に行い、結果を監督員に書面にて報告しなければならない。
- 2 仮ベンチマークは、発注者指定の基準点より移設する。場所については、工事により移動沈下のおそれがない箇所を選定し、木杭、コンクリート杭等を用い十分堅固に設置し定期的に変動がないか検査しなければならない。
- 3 構造物が設計図のとおり設置できない時、又は設計図等に記載がないものについては、速やかに監督員の指示を受けるものとする。

(仮施設)

- 1 施設に要する敷地の仮受け、その他使用上必要な諸手続は設計図書にあるものを除き、すべて受注者の責任において行わなければならない。
- 2 仮設建物、仮囲いの設置は、その使用期間及び周囲の状態を考慮し、取締上十分であって外観の良いものでなければならない。
- 3 工事用仮設物は、特に図面及び特記仕様書に指定されているものを除き、受注者の責任において構造物の種類、現場の状況に応じて適切なものを設けなければならない。

(丁 張)

- 1 丁張は、必要な位置に適正に設けなければならない。又、随時確認を行い、必要に応じて監督員の確認を受けなければならない。

(工事用足場及びさん橋)

- 1 工事用足場及びさん橋は、安全に配慮し、工事の規模に応じた材料及び方法で設置し関係法規に基づくものとする。
又、特に重量物を扱うための足場等で特殊なものは、その構造図及び施工要領等を必ず施工計画書に記載しなければならない。

(工事用電気設備)

- 1 工事用及び詰所用の電気設備は、十分な容量を有するもので電気工作物に関する諸法令、東北電力供給規定及び東北電力内線規定に従わなければならない。

(工事用機械器具)

- 1 工事に必要な機械器具は、十分な数量を準備し、常に点検整備をしなければならない。

(保安設備)

- 1 保安設備は、地元の状況及び交通事情等を検討し、保安上十分な資材を準備し、かつ完全な施設を施さなければならない。
- 2 工事施工中及び作業終了後は、保安施設の維持管理に努め、その目的を十分達し得る状態を保持しなければならない。
- 3 他の工事と作業が輻輳する場合、交通標識等は、他工事と十分調整を行い関係住民に迷惑のかからないように設置しなければならない。
- 4 交通標識、看板の設置にあたり、道路管理者、警察署の許可書に従うとともに以下のことに注意し設置しなければならない。
 - (1) 工事標示板は、通行者に分かりやすい案内図とすること。
(通行方向から見た図)
 - (2) 工事期間は、契約期間でなく実際に工事をする期間を記入すること。
 - (3) 工期が空白や期日が過ぎたままの標識を設置することのないようにすること。
 - (4) 工事標識は、近接工事と調整し、工事区域全体を考慮した設置を行い、重複している標識は、枚数を減らすこと。
 - (5) 標識は、通行者の視界を妨げないように設置すること。特に乗入れ口にフェンス類がある場合は、右折・左折の支障にならないよう、見通しを良くするように注意すること。

(土留工)

- 1 土留工は、掘削部分の土砂崩壊を防ぎ工事を安全に進めるうえで重要な工種であるため「建設工事公衆災害防止対策要綱・第41項等」を遵守し施工しなければならない。
- 2 土留工の構造及び施工法は、掘削の規模、土質条件、交通の状況、地下埋設物、架空線の位置など施工環境を検討し、第三者に騒音、振動、等危険や迷惑を及ぼさないよう施工計画書に明示し施工しなければならない。
- 3 土留工は、指定及び任意仮設とも、施工計画書に明記し施工しなければならない。
- 4 土留工は、施工計画書に従い、堅固に築造し、常に矢板、切梁、腹起こしその他支保工の変形状態に注意し、もし打込中、矢板を破損した場合

又は、打込傾斜が著しいときは、監督員と協議し、補強する必要がある場合は、直ちにこれを実施しなければならない。

- 5 土留工に使用する材料は、割れ、腐食、断面欠損、曲がり等構造耐力上欠陥のないものを使用しなければならない。
- 6 矢板の打込、引抜にあたっては、近接家屋等にできるだけ振動を与えないように施工しなければならない。
- 7 建込工法における矢板は、地山側に腹を当てることを原則とする。やむを得ず逆さに当てるときは、地山と矢板の空隙部に砂を水締めにより充填しなければならない。
- 8 土留支保工の施工にあたり、下記のこと注意到し施工しなければならない。
 - (1) 土留支保工は、掘削の進行に伴い設置しなければならない。
 - (2) 土留支保工は、土圧に十分耐えうるものを使用し、施工中にゆるみが生じて落下することのないよう施工しなければならない。
 - (3) 土留支保工は、取付けにあたっては各部材が一様に働くように締付けを行わなければならない。
 - (4) 土留支保工を撤去する場合は、土留支保工以下の埋戻し土が十分締固められた段階で行い、矢板等に無理な応力や移動を生じないようにしなければならない。

(仮締切工)

- 1 設計図書に明記されていない仮締切の位置及び構造は、施工計画書にて明記し、それに従い支障のないよう築造すること。工事上必要がなくなったときは、直ちに取払い原形に復旧し、監督員の確認を得なければならない。

(水替工及び仮排水)

- 1 工事区域内に湧水、漏水、滞水等がある場合は、現地に適した施設及び工法により排水しなければならない。又、処理は最寄りの排水施設、河川等に管理者の許可を得て放流することとし、路面に放流してはならない。
- 2 掘削坑内の排水にあたっては、坑内に湧水等が停滞しない設備（湧水量を十分排水できる能力を有する設備）とするとともに、在来水路、U字溝等に土砂が流入しないよう沈砂ます等を設け、かつ常に清掃しておかなければならない。又、不測の出水に対応できるように、予備機の準備等をおこななければならない。
- 3 工事完了後は、側溝清掃等を実施し、地元代表者（町内会長等）に了解

- を得なければならない。
- 4 受注者は、地下水低下工法として、ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、工事着手前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水等を確認し、確実に施工しなければならない。
 - 5 受注者は、周辺に井戸がある場合には、状況の把握に努め、被害を与えないようにしなければならない。
 - 6 ウェルポイントの運転は常に設備運転状況を監視し、揚水設備の保守管理及び工事の安全な実施に必要な施工管理を十分に行わなければならない。又、万一故障が生じた場合は、直ちに修理しなければならない。
 - 7 ポンプ運転期間中は、夜間の騒音について付近の住民に迷惑のかからないよう処置しなければならない。又、停電時においても、運転を休止することのないよう予備電力その他必要な設備を準備しておかなければならない。
 - 8 受注者は、地下水低下工法に伴う近接構造物の沈下を防止するため、施工管理及び防護措置を十分に行わなければならない。
 - 9 仮排水路の設置は、付近の状況及び水量に応じたものとし、かつ堅ろうな設備としなければならない。

(仮通路)

- 1 官公庁、学校、幼稚園、保育所、工場、個人等の出入り口、その他監督員の指示する箇所及び、一般家庭に接して掘削する箇所には、交通に対し安全な構造と幅員を有する仮設道路又は、板柵等を設けなければならない。

(路面覆工)

- 1 受注者は、覆工板及び受桁等の設置にあたり、「建設工事公衆災害防止対策要綱・第7章」を遵守し、構造、形状、寸法等を施工計画書に明示し、使用期間中十分に安全なものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、路面覆工を施工するにあたり、覆工板間の段差、隙間、覆工板表面の滑り及び覆工板の跳ね上がり等に注意し、交通の支障にならないようにしなければならない。なお、覆工板と舗装面とのすりつけ部に段差が生じる場合は、歩行者及び車両の通行に支障を与えないようアスファルト混合物によるすりつけを行うこと。
- 3 受注者は、覆工部の出入り口の設置及び資機材の搬出入に際して、関係者以外の立入防止に対して留意しなければならない。
- 4 受注者は、路面勾配がある場合に覆工板の受桁に荷重が均等にかかるようにするとともに、受桁が転倒しない構造としなければならない。

(その他)

- 1 公道（私道含）内の構造物及び地下埋設物等は、当該管理者と打合せのうえ相当の防護をし、保安責任者は、常時点検のうえ必要と思われる箇所を整備しなければならない。
- 2 他の構造物に対して防護し、復旧する場合は、当該管理者の承認を受けなければならない。
- 3 受注者は、工事施工中、埋設物を安全に維持管理し、損傷及びこれによる公衆災害を防止するため常に埋設物の保安管理をしなければならない。
- 4 境界杭については、必ず着手前に当該関係者と打合せを行い、相当の防護をしなければならない。又、仮に取り外す場合は、関係立会のもとに撤去復旧しなければならない。完了後、当該関係者に確認しなければならない。
- 5 区画線がある工事については、舗装復旧完了後速やかにそれを復旧しなければならない。（特に止まれ並びに停止線は、交通開放前に復旧しなければならない。）
- 6 受注者は、既に供用されている管渠等に、土砂、木くず、ビニール等の資材が降雨時などに流入しないよう、キャップ止め等の措置をしなければならない。又、工事が完了したときは、責任をもってキャップ等はずさなければならない。
管の閉塞にあたっては、必ず監督員の確認を行わなければならない。

第5章 土 工

(掘 削)

- 1 受注者は、工事着手前に施工場所の土質、地下水の状況、地下埋設物、掘削位置、掘削土の運搬、処理方法について、十分調査しその結果に基づき、施工計画を定め、監督員の承認を得なければならない。
- 2 掘削は、土質並びに地下埋設物の調査に基づき地山の崩壊、地下埋設物の損傷のないよう安全な工法をもって掘削しなければならない。
- 3 受注者は、掘削仕上がり面においては、地山を乱さないように、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。
- 4 開削工事の1回当たりの施工延長は、警察署の道路使用許可条件を遵守するとともに、土質条件、家屋・構造物への影響等の施工環境、安全性を考慮し計画しなければならない。又、原則として休日・祝祭日の開口は認めない。
- 5 掘削土は、道路上に堆積せず速やかに処理しなければならない。
- 6 舗装取壊しは、必要最小限にとどめ、カッター等を使用して丁寧に切取り周辺の舗装に影響を与えないよう十分注意しなければならない。

(埋戻し)

- 1 受注者は、埋戻し材料については、「埋戻しに使用する材料の標準仕様書」により設計図書に示すものを使用することとし、使用前に監督員の承認を受けなければならない。
- 2 改良土の埋戻しについては、「埋戻しに使用する材料の標準仕様書」を遵守し施工しなければならない。
- 3 埋戻しは、必ず排水した後実施するものとし、水中埋戻しは絶対してはならない。又、必要に応じて水締めも併用して行き十分に締固めなければならない。ただし、改良土の水締めは絶対してはならない。
- 4 埋戻しは、厚20cmごとにタンパ等で十分締固めを行わなければならない。特に、管渠上の60cmまでは、念入りに締固めること。
- 5 受注者は、埋戻しの施工にあたり、管の両側より同時に埋戻し、管が移動したり破損したりするようなことのないよう注意しなければならない。又、施工にあたり、管のたわみや蛇行が生じてないか確認しながら埋戻し作業を行わなければならない。
- 6 埋戻し後、交通開放を行う場合は、常に維持補修を施さなければならない。(路盤解放は原則行わない)
- 7 矢板の腹起こし、切梁は、突固め、水締め等により埋戻土が十分土圧に

耐えるまではずしてはならない。ただし、改良土使用の場合は、「埋戻しに使用する材料の標準仕様書」を適用すること。

- 8 矢板抜きは、路面まで埋め戻した土砂が十分安定し、周辺地盤の崩壊のおそれがないことを確認した後に行うものとする。又、引抜作業中は1枚毎に抜き、引き抜いた後の隙間に水締め等により、砂を完全に充填しなければならない。ただし、改良土使用の場合は、「埋戻しに使用する材料の標準仕様書」を適用すること。
- 9 将来接続が予想されるマンホール付近の埋戻しは、将来接続時に土砂崩壊を招かないよう土のう等で処置をしなければならない。(ガス、水道管の本管がある場合、予定される反対側に布設する。)

(発生土処理)

- 1 受注者は、掘削残土の運搬にあたり、運搬車に土砂のこぼれ飛散を防止する装備（シート被覆等）を施すとともに、積載超過がないよう注意しなければならない。
- 2 受注者は、発生土処分にあたり、特に処分場を指定した場合は、その指定した場所の指示に従い運搬、処分する。特に指定のない場合は、捨場所、運搬方法、運搬経路等施工計画書に明示し、監督員の承認を得なければならない。
- 3 発生土、舗装殻などの建設廃材の運搬、処分方法については、関係法令等を遵守し、地域の環境や処分地の自然環境等の保全について十分検討し、適正に行わなければならない。
- 4 受注者は、必要に応じ次の資料を提出しなければならない。
 - (1) 搬出状況写真（現場）
 - (2) 処分場搬入前状況写真
 - (3) 搬入状況写真（処分場）
 - (4) 処分場搬入後状況写真

(管基礎工)

- 1 受注者は、管基礎を行う場合、設計図書に示す基礎材を所定の厚さまで十分締固めた後管布設行わなければならない。なおこの時管の損傷、移動等生じないような基礎を作らなければならない。
- 2 受注者は、碎石基礎を行う場合、あらかじめ整地した基礎面に碎石を所定の厚さに均等に敷均し、十分に突き固め所定の寸法に仕上げなければならない。
- 3 受注者は、コンクリート基礎を行う場合、所定の厚さの碎石基礎を施した後、所定の寸法になるようにコンクリートを打設し、内部振動機で空

隙が生じないように仕上げなければならない。

- 4 受注者は、上記以外の基礎（まくら土台基礎、はしご胴木基礎等）を行う場合は、監督員と協議し施工を行わなければならない。

第6章 管渠布設工

(丁 張)

- 1 管渠は、10mごとに、その他の構造物は、その周囲の適当な位置に丁張りを設け、高低等を正確に表示しなければならない。
ただし、配管レーザーを用いる場合は、測点の分かる丁張りをもって足りることとする。
なお、管布設後レベル等により管頭の確認を行うこと。

(構 造)

- 1 管渠、人孔、ます、取付管は、設計図書に示すもののほか、下水道施設設計基準及び、上越市下水道標準構造図等に基づき施工しなければならない。

(管の切断)

- 1 管を切断する場合は、切口を正確にし管に損傷を与えないようにしなければならない。又、残材を管内に絶対残してはならない。

(管布設)

- 1 受注者は、管の布設にあたって、所定の基礎を施した後に、上流の方向に受け口を向け、他の管端を既設管に密着させ、中心線、勾配及び管底高を保ち、かつ漏水、不陸、偏心、たるみが生じないように施工しなければならない。
- 2 受注者は、管布設にあたり、ゴム輪がねじれたりはみ出したりしていないか確認し、接合部を乾いた布等で清掃し、正確に装着しなければならない。

(管布設写真)

- 1 受注者は、管布設写真の撮影について、管割図と整合するように、使用管体数分は、切管延長も含め全本数について写真撮影をしなければならない。

(人孔、ます等の築造)

- 1 人孔、ます等に使用する側塊類の据付接合は、動揺、漏水等がないよう仕上げなければならない。
- 2 人孔蓋の天端は、事前測量をしっかりと行い、舗装復旧計画高の縦横断勾

配に合わせて正確に据え付けなければならない。この場合、舗装面より高くなってはならない。

特に、冬期除雪、交通走行の妨げ、降雨時の水溜まりが生じないように十分注意しなければならない。

- 3 人孔と本管の接続は、原則として可とう継手を使用しなければならない。
- 4 人孔の削孔は、ホルソーを使用しなければならない。
- 5 インバートの施工にあたり、管取付部、底部及び側壁部より漏水の生じないように行わなければならない。又、流入下水の流れに沿う線形とし、表面は汚物等が付着、停滞せず流れるよう滑らかに仕上げなければならない。
- 6 副管の施工にあたり、管口、目地等本管と同様に丁寧に施工しなければならない。
- 7 小型マンホールの施工にあたり、接続管渠の流出流入方向に注意し、マンホール本体が、沈下や歪み、滞水が生じないように注意し施工しなければならない。又、天端についても、上記第2項と同様に十分注意した施工を行わなければならない。
- 8 特殊マンホールの施工に際しては、設計図書に示された事項をもとに、監督員と十分な協議を行い施工しなければならない。

(接続枳及び取付管)

- 1 受注者は、接続枳設置に際し、関係者と十分な打合せを行い、土地、建物（水回りも含む）の特徴を調査、確認し、位置、深さを手戻りのないよう施工しなければならない。又、施工前に必ず、設置同意書を得なければならない。
- 2 本管の削孔は、ホルソーを使用しなければならない。
- 3 取付管の本管への接続は、 60° 及び 90° 支管を使用するものとし、支管は、原則本管水平中心線より上部に取り付け、取付管と取付管の間隔は、1 m以上おこななければならない。
- 4 取付管は、硬質塩化ビニール管のゴム輪受け口を使用することを原則とする。
- 5 受注者は、取付管の施工について、工事内容、施工方法等を考慮して、安全かつ効率的な施工方法を検討の上、施工計画書に明記しなければならない。
- 6 受注者は、取付管の施工にあたり、本管同様に漏水、たるみ等が生じないように十分注意し施工を行わなければならない。

(布設管の表示)

- 1 受注者は、処理場及びポンプ場の用地外における布設管等の施工に際し、布設管の外面に「道路占用物件の表示について」等各道路管理者の定めた識別表示をしなければならない。(埋設シートは管理者、標示テープは管理者及び西暦を標示)

開削工法 本 管 管頂より60cm上部に連続して標示シートを
布設

(やむを得ない場合は、監督員と協議を行うこと)

2m間隔で標示テープを巻きつける

取付管 管頂上部に連続して布設(路盤下)

推進工法 本 管 別途監督員と協議を行うこと。

(既設下水管及びマンホールへの接続)

- 1 受注者は、既設部分への接続に対しては、必ず既設管底及びマンホール高さ、形状等測量、調査し、設計指示高さとの照査を行い、監督員に報告しなければならない。
- 2 受注者は、接合部分において仮締切等を設けたときは、必ず原形復旧しなければならない。
- 3 受注者は、管布設後基礎と管体下部に空隙が生じないように防護しなければならない。
- 4 受注者は、工事中に発生した残材は絶対に流入させてはならない。
- 5 受注者は、接続部分の止水について、特に入念に施工しなければならない。

(保安対策)

- 1 受注者は、管及び矢板等を現場へ集積する場合には、交通に支障とならないようにし、通路、消火栓、マンホール類を塞がないようにするとともに、転び止めの措置を行い、保安柵等で一般の立入禁止を措置しなければならない。
- 2 受注者は、硬質塩化ビニール管等を保管する際、管に有害な曲がりやそり、破損、変質が生じないように十分な措置をしなければならない。
- 3 受注者は、管の吊り下ろし及び据付について、現場の状況に適応した安全な方法により丁寧に行わなければならない。

(コンクリート工)

- 1 新潟県土木工事標準仕様書等、新潟県土木部基準に準ずる。

(鉄筋工)

- 1 新潟県土木工事標準仕様書等、新潟県土木部基準に準ずる。

第7章 舗装工

(舗装復旧)

- 1 受注者は、設計図書に計上されている幅員以上に損傷を与えた場合は、原則として受注者の負担において原形復旧しなければならない。
ただし、受注者の原因でないことが明らかな場合は、監督員と協議を行うものとする。
- 2 受注者は、舗装復旧にあたり、設計図書に示された事項を基に、「新潟県土木工事標準仕様書」「アスファルト舗装マニュアル」等に準じ施工しなければならない。
- 3 下層、上層路盤において、路床面を損なわないように各層の路盤材料を所定の厚さに均一にそして、支持力が得られるよう締固めなければならない。又、各層の仕上がり面が平坦になるよう施工しなければならない。
- 4 基層、表層の施工にあたり、舗設作業に先立ち、基層又は路盤の表面を損傷しないよう注意し、又、入念に清掃しなければならない。
- 5 受注者は、工事完了後、本復旧までの間、仮復旧及び工事影響部分の路面復旧等が必要になった場合は、責任をもって行わなければならない。

第8章 推進工

(一般事項)

- 1 セミシールド工法及び小口径推進工法の仕様は、「下水道推進工法指針と解説」(2003年版(社)日本下水道協会)、「下水道工事共通仕様書」(国土交通省制定)、「新潟県土木工事標準仕様書」により、施工を行うものとする。

(推進中の注意)

- 1 推進管の蛇行量が中心線に対して、上下左右±50mmを超えると判断される場合は、推進を一時中断し監督員と協議したうえでなければ、推進を再開してはならない。
- 2 受注者は、掘削作業を中断する場合、必ず切羽面の安定を図らなければならない。
- 3 受注者は、作業中、切羽面、管外周の空隙、地表面等の状況に注意し、異常が発見した場合には、速やかに応急措置を講ずるとともに、直ちに原因を究明し、対策を検討し監督員に報告、協議しなければならない。
- 4 受注者は、推進開始後、地下埋設物が障害となった場合には、速やかに監督員に報告し、その対策を検討し監督員と協議しなければならない。

(調査、測量)

- 1 受注者は、推進工事の施工にあたって、工事着手前に施工場所の土質、地下水の状況、地下埋設物、その他工事に係る諸条件を十分調査しなければならない。
- 2 受注者は、推進工事において、路面上の沈下測定点を設け、次により測量を行い監督員に報告しなければならない。
ただし、道路横断、推進延長の短い推進等は、監督員と協議し除くものとする。
 - (1) 推進工事施工前(縦断10m間隔)
 - (2) 推進完了直後
 - (3) 推進完了後1ヶ月経過後
 - (4) 推進完了後3ヶ月経過後(内径800mm以上)
- 3 受注者は、設計図書に示す高さ、勾配に従って推進管を据付け、1本ごとに中心線、水準測量等計測を行い、誤差や管の蛇行、屈曲が生じないように施工しなければならない。

(滑材、裏込材)

- 1 材料の検収は、設計図書内「薬剤使用工事の検収の注意事項」によらなければならない。
- 2 受注者は、注入にあたっては、注入目的を達成するため調査検討をしなければならない。
- 3 受注者は、滑材注入にあたり、注入材料の選定と注入管理に留意しなければならない。
- 4 受注者は、注入中において、注入液が地表面に噴出しないよう処置しなければならない。

(推進立坑)

- 1 立坑の形状及び位置は、設計図書を原則とするが、立坑付近の環境、交通形態、地下埋設物等の条件によっては、監督員と協議の上変更することができる。
- 2 受注者は、立坑の構造、施工にあたって、土質条件、荷重条件等に基づく強度計算、施工方法を検討の上、施工計画書に計算書、構造図を添付し、監督員の承認を得なければならない。
- 3 受注者は、立坑築造について、「第4章 仮設工及び準備工」「第5章土工」により、施工計画書に明記し、施工しなければならない。又、ライナープレート式立坑、鋼製立坑の築造についても同様とし、確実、安全な施工を行わなければならない。

(推進工)

- 1 受注者は、推進の施工にあたって、土質、外圧、及び掘削能力等を検討し、安全確実かつ能率的な構造及び設備とし、その工法、製作図、諸性能、構造計算等を施工計画書に明記し、監督員の承認を得なければならない。
- 2 受注者は、土質、土被り、上載荷重などの条件に適応した処置を講ずるとともに、常に切羽及び地表面の状態を観察し、異変に対しては臨機応変の措置をとれるようにしておかななければならない。
- 3 受注者は、掘進機の運転操作については、専任の技術者に行わせなければならない。
- 4 受注者は、掘進機の操作にあたり、適切な運転を行い、地盤の変動には特に留意しなければならない。又、推進管理において、地盤の特性、施工条件等を考慮した適切な管理基準を定めて行わなければならない。
- 5 受注者は、掘進中、常に掘削土量を監視し、所定の掘削土量を上回る土砂の取り込みが生じないよう適切な運転管理を行わなければならない。

- 6 受注者は、仮設備工において、現場条件に適合したものを使用、設置しなければならない。
- 7 受注者は、泥水処理設備において、常に監視し泥水の処理に支障をきたさないよう運転管理に努めなければならない。又、管理及び処理にあたっては、周辺及び路上等の環境保全に留意し必要な対策を講じなければならない。
- 8 受注者は、余剰水について「水質汚濁防止法」及び「下水道法」等の各種法規や基準に従って、必ず規制基準内で処理し、水質環境の保全に十分留意し放流しなければならない。
- 9 受注者は、各推進工法において、「下水道土木工事共通仕様書」や各種基準に従い、施工計画書に明記し、承認を得て適正に施工しなければならない。
- 10 管の据付については、設計図書に示す高さや勾配、推進管の高さ等を十分に確認し、漏水や曲がり等のないよう施工しなければならない。

(推進中の写真)

- 1 受注者は、推進中の写真撮影において、1本目と最終管を1枚ずつ、撮影をしなければならない。

(裏込注入工) — (内径800mm以上)

- 1 裏込注入工は、推進完了後速やかに施工しなければならない。なお、注入材が十分管の背面にゆきわたる範囲で、できうる限り低圧注入とし、管体へ偏圧を生じさせてはならない。
- 2 注入中においては、その状態を常に監視し、注入材が地表面に噴出しないよう留意し、注入効果を最大限に発揮するよう施工しなければならない。
- 3 注入状況写真の本数は、監督員と協議し必要本数を撮影しなければならない。ただし、注入量、注入圧については、推進管1本ごとに記録し、監督員に提出しなければならない。

(管目地) — (内径800mm以上)

- 1 受注者は、管の継手部に止水を目的として、管の目地部をよく清掃し目地モルタルが剥離しないよう処置した上で管目地を行わなければならない。

(推進管上の路面管理)

- 1 推進区間上の路面について、明らかに受注者の原因となる瑕疵が発見さ

れた場合は、監督員と協議のうえ復旧工事をしなければならない。

(管理目標値)

- 1 管渠施工に関わる管理目標値は次のとおりとする。

蛇行 水平方向 左右±20mm

垂直方向 上下±20mm

規格値は次のとおりとする。

蛇行 水平方向 左右±50mm

垂直方向 上下±50mm

- 2 上記の規格値を超えると判断される場合は、監督員と協議の上、手直し等が必要と認められた場合、受注者の責任において対策を講じなければならない。

第9章 薬液注入工

(一般事項)

- 1 薬液注入工事の仕様は、以下を除いて「新潟県土木工事標準仕様書」「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（建設省昭和49年7月10日）によらなければならない。

(水質検査)

- 1 採水地点は、推進工法の場合、立坑ごとに1箇所とし監督員と協議して位置を決定しなければならない。又、開削工法で連続している場合は、監督員と協議して採水地点を決定しなければならない。
- 2 材料検収は、設計図書内「薬剤使用工事の検収の注意事項」によらなければならない。

(薬液注入効果の確認)

- 1 立坑の坑口部分は、鏡切り後速やかに効果確認（フェノール反応）を行い、写真撮影をすること。
- 2 その他の場合は、監督員の指示に従うこと。

(施工管理)

- 1 受注者は、薬液注入工事に係る施工管理等については、「薬液注入工事に係る施工管理等について」（建設大臣官房技術調査室長通達、平成2年9月18日）と「薬液注入工事に係る条件明示事項等について」により行わなければならない。
- 2 受注者は、薬液注入工の施工にあたり、薬液注入工法の安全な使用に関し、技術的知識と経験を有する現場責任者を選任しなければならない。
- 3 地盤改良工（高圧噴射攪拌工等）については、セメント系を使用するため、事前の調査（六価クロム溶出試験等）を十分行い、施工計画書に明記し、安全かつ適正な施工を行わなければならない。

「セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置について」（建設大臣官房技術室長通達、平成12年3月24日）

「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験 実施要領（案）」

第10章 検 査

(受験体制)

- 1 受注者は、工事の段階及び完了時には、社内検査を実施し出来形管理の向上、施工不良の根絶に努めなければならない。その結果をふまえて工事検査に臨まなければならない。なお、検査時には現場代理人、監理・主任技術者は、速やかに対応できるよう必要な書類、写真を備えておかなければならない。又、社内検査を行った検査者も、原則竣工検査の際同席するよう努めなければならない。
- 2 現場は、出来形の仕上がり状況が容易かつ明確にできるよう清掃及び整理しておくこと。又、検査に必要な諸器具（テープ、レベル、照明器具、バリケード、コーン等）を用意し、検査がスムーズに行えるよう作業員とともに配備しておかなければならない。
- 3 指摘事項は図面等に記入し、検査終了時には一括して確認を得ること。又、指摘を受けた箇所の手直し方法、時期、完了については、必ず監督員に報告し確認を得なければならない。

| 工 種 | | 資 料 | 工 種 | | 資 料 |
|-------|----------------|--|---------|---|---|
| 一般資料 | | 設計図書 施工計画書 材料承認願い 工程管理 ・ 工程表（実施を赤書） ・ 工事日報 （作業員数を掌握する 必要がなければ、 提出不要） ・ 工事進捗状況報告書 出来形管理 品質管理 安全管理 受払い簿、出荷証明書 材料受払伝票（省略でき る） 測量、調査資料 （地上変動、水位変動 家屋調査等） 工事写真 | 地盤改良工 | 薬液注入 工 （高圧噴 射攪拌工 も含む） | 現場注入試験報告書 （改良効果測定） 薬液注入施工計画書 井戸調査報告書 水質監視日報 注入日報 PH 管理 P-Q管理図 （チャート紙） |
| 土 工 事 | 発生土等 | 発生土処理経路図 産廃処理 （マニフェスト等） | 地下水低下工法 | ウェル ^ポ イント 工 （テ ^ィ ープ ウェル工も 含む） | 井戸調査報告書 水位観測記録 揚水（注水）量記録 地上変動測量 |
| 舗 装 工 | 路 床 工 | 材料試験報告書 現場締固め密度試験 | コンクリート工 | コンクリート工 | 配合計算書 強度試験報告書 （試験、現場採取） |
| | 路 盤 工 | 路盤材料試験報告書 現場締固め密度試験 | | 鉄筋工 | 材料証明書（保管 しているかを確認） |
| | アスファルト 安定処理 | 配合設計書 コア採取 | 管布設工 | | 支給品受払伝票及び 不用伝票 |
| | 基 層、 表 層 工 | 混合物配合報告書 合材工場自主管理 密度管理（コア採取） 温度管理 | そ の 他 | | 道路使用許可書（写） 再生資源利用実施書 再生資源利用促進 実施書 |

上記は、必要最低限の用意又は整理する書類であり、提出書類については監督員の指示に従い提出しなければならない。

参 考 資 料

- 上越市「埋戻しに使用する材料の標準仕様書」
- 上越市公共下水道施工管理基準
- 工事打合せ簿
- 接続柵設置（未設置）同意書
同意書
設置未設置判断基準
記載上の注意事項
記載例
- 設計書特記仕様書
特記仕様書、一部概算数量特記仕様書、建設副産物特記仕様書
請負工事指定事項総括表、騒音・振動対策に関する特記仕様書
工事カルテ作成・登録に関する特記仕様書
薬剤使用工事の検収の注意事項、下水道工事における家屋調査
（事業損失防止調査）特記仕様書
- 工事お知らせ文書
説明会のお知らせ
工事のお知らせ
舗装本復旧のお知らせ
工事のお知らせ（事前調査）
工事再開のお知らせ（一時中断）
工事再開のお知らせ（冬期間）
- 請求計画
- 事故報告書